

全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型の指定状況

区分	水域		該当類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海      域	広島湾西部水域	(1) 大竹市小方1丁目1543-1南端と恵川河口南方1,400mの地点(北緯34度14分19秒、東経132度13分48秒)を結ぶ線、同地点と革籠崎の西方2,600mの地点(北緯34度13分56秒、東経132度14分47秒)を結ぶ線、同地点と小瀬川河口右岸から東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸から東2,200mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(大竹・岩国地先海域)		平9.4.28	直ちに達成する。
		(2) 広島県緒浜鼻と同県厳島聖埼を結ぶ線、同島センゴ鼻と同県西能美島豪頭鼻を結ぶ線、同県東能美島親休鼻と山口県情島黒崎鼻を結ぶ線、同地点と同県屋代島瀬戸ノ鼻を結ぶ線、同島明神鼻と同県瀬戸山鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、大竹・岩国地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾西部)		"	"
	柳井・大島	大島郡東和町大字伊保田字東網代980瀬戸ヶ鼻から同郡大島町大字戸田字大波881法師崎南端を経て同町大字西三浦字明神10の1明神鼻北端に至る陸岸、大島大橋を経、玖珂郡大島町大字神代字瀬戸山1340の5瀬戸山鼻南端から熊毛郡上関町大字室津字瀬口上関大橋北詰に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字長島字殿後148の13から同字148の4赤石鼻南端を経て同大字字現後805現後鼻南端に至る陸岸の地先海域		平9.10.31	"
	平生・上関	熊毛郡上関町大字長島字現後805現後鼻南端から同大字字奈古屋奈古屋崎北端を経て同大字字殿後148の13に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字室津字瀬口上関大橋北詰から同郡田布施町と光市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域		"	"
	笠戸湾・光	熊毛郡田布施町と光市との境界海岸の地点から徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端に至る陸岸の地先海域		"	"
	徳山湾	徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域		"	"
	三田尻湾・防府	(1) 徳山市と防府市との境界海岸の地点から同市大字新田字問屋村1885の3に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字向島字金ヶ坪渚第1718の4から同大字字翁崎翁崎南端を経て同大字字小田山牛ヶ頸南端に至る陸岸の地先海域のうち、(2)に掲げる海域を除いたもの(防府地先水域)		"	"
	(2) 防府市大字江泊字江泊150の10竜崎南端と同市大字向島字翁崎翁崎南端とを結んだ線の中央の点を中心として南方に向かって描く半径1,000メートルの円弧が接する陸岸と、向島錦橋及び陸岸により囲まれた海域(三田尻湾水域)		"	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.77mg/l	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海 域	中 関 ・ 大 海	防府市大字向島字小田山牛ヶ額南端から同大字字洗川1713の13日本専売公社跡地岸壁を経て同大字字金ヶ坪渚第1718の4に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字新田字問屋村1885の3から吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端に至る陸岸の地先海域		平9.10.31	直ちに達成する。
	山 口 ・ 秋 穂	吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端から宇部市大字西岐波字黒崎1430の1に至る陸岸の地先海域		"	"
	響 灘 及 び 周 防 灘	(1) 小野田市本山岬と同地点から南1,000mの地点を結ぶ線、同地点と山口宇部空港南西端から南方800mの地点(北緯33度54分56秒、東経131度8分3秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方2,800mの地点(北緯33度55分56秒、東経131度17分16秒)を結ぶ線、宇部市大字西岐波字黒崎1430番地の1と同地点から南西方750mの地点(北緯33度56分10秒、東経131度17分35秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(響灘及び周防灘(イ))		平9.4.28	"
		(2) 山口県山陽町大字郡5565番地の1南西端と同地点から南4,250mの地点を結ぶ線、同地点と小野田市大字小野田字港7524番地の8南西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(響灘及び周防灘(ロ))		"	"
		(3) 下関市火ノ山下潮流信号所と北九州市門司崎灯台を結ぶ線、同市網ノ鼻と同地点から南東方22,100mの地点(北緯33度48分19秒、東経131度11分45秒。以下「B点」という。)を結ぶ線、同地点と同地点から東方20,600mの地点(北緯33度48分19秒、東経131度24分58秒。以下「C点」という。)を結ぶ線、同地点と宇部市黒崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、響灘及び周防灘(イ)及び響灘及び周防灘(ロ)に係る部分を除いたもの(響灘及び周防灘(ハ))		"	"
		(4) 下関市網代崎と北九州市八幡崎を結ぶ線、下関市火ノ山下潮流信号所と北九州市門司崎灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、洞海湾に係る部分を除いたもの(響灘及び周防灘(ニ))		"	"
	豊 浦 ・ 豊 北	豊浦郡豊北町特牛灯台から同町角島通瀬岬に至る直線、同岬から福岡県妙見崎灯台に至る直線、同灯台から下関市網代崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、山口県の海域		平9.10.31	"
	油 谷 湾	大津郡油谷町大字向津具下字俵島1369の2俵島西端と豊浦郡豊北町大字神田字島戸本場鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域		平10.4.28	"
	深 川 湾	青海大橋、長門市仙崎字三嶋浦704青海島西端と大津郡日置町大字日置上字戸崎1236今岬北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域		"	"
仙 崎 湾	大津郡三隅町大字三隅中字小磯7311宗の鼻と長門市通字笹嶋1笹島南端を結ぶ線、同島北端と同市通字大嶋3大島東端を結ぶ線、同島北端と同市通字大山6の1青海島東端を結ぶ線、青海大橋及び陸岸により囲まれた海域		"	"	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
	小瀬川ダム湖	全域		平13.3.30	5年を超える期間で可及的速やかに達成する。(全窒素の項目の基準値を除く。)
	弥栄湖	全域		平22.9.24	直ちに達成する。(全窒素の項目の基準値を除く。)
	山代湖	全域		平13.4.20	5年を超える期間で可及的速やかに達成する。 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	菅野湖	全域		平10.4.28	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全りん 0.016mg/ 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	米泉湖	全域		平10.3.13	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全りん 0.014mg/ 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	菊川湖	全域		平11.4.13	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.34mg/ 全りん 0.017mg/
	大原湖	全域		"	5年を超える期間で可及的速やかに達成する。 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	小野湖	全域		平10.4.28	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.54mg/ 全りん 0.022mg/
	豊田湖	全域		平10.3.13	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.44mg/ 全りん 0.017mg/
	阿武湖	全域		平12.4.18	5年を超える期間で可及的速やかに達成する。 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。

注) 該当類型の符号は、水質汚濁に係る環境基準に関する告示(昭和46年環境庁告示第59号)別表2による。